

2005年10月17日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

児童虐待の防止に関することに係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの処理について (答申)

2005年10月17日付けで諮問(第157号)された児童虐待の防止に関することに係る個人情報を目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について並びにコンピュータの処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、個人情報を目的外に利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2005年に「児童福祉法」が改正され、児童相談に関する体制の充実を図ることが市町村に課せられ、市町村は児童虐待をはじめ、障害、非行、不登校等児童に関する一義的窓口となり、また要保護児童対策地域協議会を設置し児童相談や調査等の業務を行うこととされ、あわせて県の機関である児童相談所は困難事例への対応や専門的知識が必要なケースの技術的援助を行うこととさ

れた。本市においては2001年から児童虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や事後のフォローを目的に、児童福祉課に専任職員及び専門相談員を配置し、関係機関によるネットワークを構築し児童虐待防止対策に取り組み、本事業開始以来児童福祉課に寄せられた新規の相談件数は既に800件を超えている現状である。

児童虐待防止対策については、関係機関及び関係各課との情報共有が不可欠であり、特に虐待を受けるケースとしては乳幼児の場合が最も多く、その要因としては母親の精神的不安定や未成熟による場合が顕著であり、児童虐待を早期発見し未然に防止するためには、母子保健事業との連携を図り情報を共有化することが必要となっている。

(2) 保健所情報を児童福祉課が目的外に利用する必要性について

児童虐待防止対策においては、虐待の通告や相談に迅速に対応することが求められ、児童虐待の通報は本人以外の者からの場合が多く、そのため情報の収集を迅速かつ的確に行うことが求められる。

被虐待児童の健康状況や家庭環境を知ることは本事業の目的を達成するためには不可欠であり、特に乳幼児にあつては母子保健事業をとおして情報を得ることが可能であることから、保健所・保健センターにおける母子保健事業に関する情報を目的外に利用する必要がある。具体的には保健所・保健センター業務システムで使用する端末機を児童福祉課に設置し、操作者を限定し児童虐待防止事業に必要最小限の範囲で情報の参照を可能とするものである。

(3) 本人通知の省略について

本業務の目的は、児童虐待の未然防止や改善を図ることであり、本人に通知することにより、被虐待児童本人の情報が保護者(虐待者)の情報と同一情報となり、保護者が知ることにより被虐待児童への虐待行為を重ねるおそれがあることから、本人通知を省略する合理的理由があると判断し、省略するものである。

(4) コンピュータ処理について

現在、児童福祉課において保健福祉総合システムで確認している母子保健に関する情報が、来年4月からの保健所政令市移行に伴い市民健康課が藤沢保健所内に移行するため、保健福祉総合システムに反映されないこととなる。

そのため、保健所・保健センター業務情報システムで使用する端末機を児童福祉課に設置し、本人・家族支援システム情報のみを参照確認することにより、乳幼児における児童虐待の早期発見と未然防止を図ることが可能となることから、コンピュータ処理をする必要がある。

- ① 端末機により参照する個人情報の範囲(本人・家族支援システム情報)
・住民情報

- ・福祉情報
- ・保健所保健指導情報(相談日、対応課名)
- ・保健センター母子成人指導情報(相談日、対応センター名)

② 安全対策

操作者はID及びパスワードを設定し、児童虐待防止対策事業担当職員に限定し、端末機は専用回線で接続し、情報の参照のみを可能として加工、修正等は一切不可能とするもの。

(5) 実施時期

2006年4月1日実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)の判断をするものである。

(1) 目的外に利用する必要性について

ア 実施機関の説明によると、児童虐待防止事業においては、児童虐待の通報は本人以外の者による場合が多く、そのため関係機関や関係各課との情報を共有化し、事実の確認と虐待防止に向けた迅速な対応が求められる。特に乳幼児にあっては保健所・保健センターにおける母子保健事業において、虐待の可能性を知り得るものであるとのことである。

イ このことから、本業務の児童虐待の早期発見及び虐待行為の未然防止という目的を達成するためには、保健所・保健センター業務システムから本業務の目的を達成する必要最小限の範囲において、母子保健事業に関する情報を利用する必要性があり、また被虐待児童本人は乳幼児であることから、親権者すなわち保護者(虐待者)に同意を求めることは、被虐待児童の情報と保護者の情報が同一情報であることから、保護者が事実を知ることにより被虐待児童への虐待行為を潜在化させるなど、本業務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合に限っては、目的外に利用する必要性が認められる。

(2) 目的外に利用することに伴う本人へ通知しないことの合理的理由について

実施機関の説明によると、本業務の目的は児童虐待の早期発見や未然防止であり、この場合において本人に通知することは被虐待児童本人の情報が保護者(虐待者)の情報と同一情報ともなることから保護者がその事実を知ることにより、被虐待児童への虐待行為を潜在化させるおそれがある場合に限っては、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア 実施機関の説明によると、本業務の目的は児童虐待の早期発見と未然防止であり、特に乳幼児における児童虐待に関する情報は、保健所・保健センターにおける母子保健事業において知り得る可能性があるとのことである。

イ 児童福祉課では、母子保健事業に関する情報を保健福祉総合システムにより

確認を行っているが、所管する市民健康課が藤沢保健所に移行することにより当該情報が保健福祉総合システムに反映されなくなることから、乳幼児における児童虐待防止事業に著しい支障が生じる可能性があるとのことである。

ウ そのため、保健所・保健センター業務情報システムで使用する端末機を児童福祉課に設置し、本人・家族支援システム情報を参照することが可能となることにより、母子保健事業に関する情報を収集することができるとのことである。

エ 児童福祉課に設置することとなる端末機の操作者は、ID及びパスワードにより児童虐待防止対策事業担当職員に限定し、端末機は専用回線により保健所・保健センター業務情報システムに接続されるため外部接続はなく、情報の検索のみが可能であり、修正、更新、加工、修正等は一切できない仕組みとなっており、安全対策上の措置が施されていると認められる。

オ よって、本業務を実施するに当たり、保健所・保健センター業務情報システム用の端末機を設置し、本人・家族支援システム情報から母子保健事業に関する情報を検索することにより、乳幼児における児童虐待の早期発見及び未然防止を図ることが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

以 上